

公益財団法人シオノギ感染症研究振興財団
寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人シオノギ感染症研究振興財団（以下「この法人」という。）が受領する寄附に関し、必要な事項を定めることにより、この法人の適正かつ円滑な事業運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において寄附とは、寄附者がこの法人が行う公益目的事業等に要する経費に充てるため、反対給付を受けることなく給付する財産をいう。

(寄附の募集及び寄附の申入れがあった場合の取扱手続)

第3条 この法人は、寄附を募ることができる。

- 2 募集に対し寄附の申入れがあったときは、寄附内容を確認しなければならない。
- 3 寄附の申入れを受ける場合には、理事会の承認を得なければならない。なお、現金寄附については、理事長及び常務理事の承認によることができる。ただし、常務理事が不在の場合、理事長の承認によることができる。
- 4 寄附の申入れを受けることとなったときは、当該寄附者に連絡するとともに、書面により寄附の申入れを受けるものとする。
- 5 前項の書面には、次のような事項を記載する。
 - (1) 寄附者の住所・氏名
 - (2) 寄附財産の内容
 - (3) 寄附の用途
 - (4) その他必要事項
- 6 寄附を受領したときは、寄附者に対し受領書を発行する。

(寄附金等の事務処理手続)

第4条 寄附をこの法人の基本財産として扱う場合には、理事会及び評議員会の決議を経なければならない。

- 2 基本財産及び特定資産としての寄附の管理については、別に定める「基本財産及び特定資産管理規程」によるものとする。

(備置き及び閲覧)

第5条 この法人が受領する寄附については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に

関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の処置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第6条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2022年11月18日より施行し、2022年6月17日から適用する。